

# 諫早東高校いじめ防止基本方針（令和6年5月改訂）

諫早東高等学校いじめ対策委員会

## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（学校いじめ防止基本方針）

平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より

上記の下、本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の取組を行う。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒1人1人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見・早期解決のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、全職員で組織的に対応し、必要に応じて学校外の関係機関と協力する。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2. いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

- ① クラスでの整理整頓、係活動など集団ルールの確立と浸透に努める。
- ② あいさつ運動など生徒が互いに認め合い協力して取り組む生徒会活動を展開する。
- ③ 学級担任による面談を充実させ、生徒一人一人の理解に努める。
- ④ 三者面談や家庭訪問等を通して、家庭環境の把握に努める。
- ⑤ 職員や外部講師などによる講話を通して、周囲を思いやる人権意識の啓発に努める。
- ⑥ 課題を抱える生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力しながら適切なアドバイスを行う。

### (2) 自尊感情を高める活動

- ① わかる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が達成感を持てる授業を展開する。
- ② 体育祭や文化祭などの行事において、生徒が主体的に取り組み、達成感が得られる手立てを工夫する。
- ③ 生徒に対する多面的な理解と評価、人権に配慮した言葉づかいなど、教師の指導のあり方を工夫する。

### (3) 保護者や学校相互間の連携強化

- ① 学校訪問等により情報交換を行い、生徒の理解に努める。
- ② 日頃から欠席や遅刻を含め、保護者との連絡・連携を密にする。

※参考資料1 「いじめのサイン発見シート」

### 3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ① 「いじめは、どの生徒でも起こりうる」という共通認識に立ち、生徒の日々の表情や変化をこまめに観察し、いじめの早期把握に努める。
- ② 「いじめ・悩み調査」を年5回実施し、その結果の情報共有を速やかに行い、いじめや悩み、人間関係の早期把握に努める。
- ③ 学年会や職員研修等を通して、日頃から生徒についての情報交換を密に行う。
- ④ いじめ問題を発見した時は、情報収集を綿密に行い、事実を確認し、校長以下すべての教員が迅速に行動し解決にあたる。
- ⑤ いじめ問題を発見した時は、いじめ被害者の安全を優先すると共に被害者・加害者双方の保護者へ適切な情報提供を行い、いじめ問題解決への理解と協力を要請する。
- ⑥ いじめ被害者及びいじめ加害者の心のケアのために、保健相談部と連携し、心理・福祉・医療の専門家など関係機関の協力も得ながら継続的支援を行う。

※【参考資料2】 具体的ないじめの態様（例）

### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### （1）「いじめ対策委員会」

- ① いじめ防止及び対応のための方針や手立てについて検討及び検証するため、定期的かつ必要に応じて開催する。
- ② 構成員 校長 教頭 保健相談部主任 教務主任 生徒指導主事  
保健主事 1～3年学年主任 保健相談係 養護教諭  
当該学級担任 外部委員

#### （2）「生徒指導委員会」

- ① 特に重大ないじめ問題について、具体的な対応と指導のあり方を決定するため、必要に応じて開催する。
- ② 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 生徒育成部係  
保健相談部主任 1～3年学年主任 当該学級担任

#### （3）重大事態への対処

生命や刑法に関わる重大ないじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置を取ると共に、教頭に報告する。校長の指示により迅速な事実把握を行うと共に支援体制をつくり対処する。速やかに県教育委員会に報告すると共に、必要に応じて警察署など関係機関との連携をとる。